

自 平成10年9月 7日

至 平成10年9月10日

平 成 1 0 年 第 8 回

階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成10年第8回階上町議会定例会会議録 (第1号)

招集年月日	平成10年9月7日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 会	平成10年9月 7日 午前10時00分					議 長	前 田 常 男	
及び宣告	散 会	平成10年9月 7日 午前10時40分					議 長	前 田 常 男	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○
会 議 録 署 名 議 員		1 番	松 森 蒿			2 番	佐 京 登		
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	中 村 豊 志		
		庶務係長	田 中 昇						
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介			助 役	中 村 禮一郎		
		収 入 役	伊 藤 昭一郎			教 育 長	大 釜 安 也		
		総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	三 上 孝 八		
		税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保健福祉課長	鳩 文 男		
		農 林 課 長	浜 谷 義 勝			建 設 課 長	高 階 繁 雄		
		町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水産商工課長	中 城 功		
		中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	齊 藤 博 俊		
		教 育 次 長	渡 部 光 雄			学 務 課 長	渡 部 光 雄		
		社会教育課長	小 澤 勝			体 育 課 長	池 田 隆		
		給食センター所長	林 貢			農委事務局長	工 藤 靖 夫		
		診療所事務長	鳩 文 男			企画課長補佐	上 博 文		
		代表監査委員	下 野 岩 男						

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開会・議長
(前田常男君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成10年第8回階上町議会定例会を開会いたします。

開議・議長
(前田常男君)

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田常男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、
1番 松森 蒿君、2番 佐京 登君、両君を指名いたします。

議長(前田常男君)

日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日から9月10日までの4日間といたしたいと思
います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、会期は4日間と決しました。

議長(前田常男君)

この際、報告第1号 平成9年度階上町一般会計継続費精算書報告につ
いての件から、議案第17号 青森県市町村職員退職手当等組合格約の一
部を変更する規約についての件までの18件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
階上町長 正部家佑介君

町長(正部家佑介君)

平成10年第8回階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位には
ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

報告第1号 平成9年度階上町一般会計継続費精算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成8年度から平成9年度までの2カ年で実施して参りました、赤保内小学校新增改築事業の継続年度が終了しましたので、その精算を報告いたします。

年割額1,070,995千円に対し、支出済額は1,070,994千円となったものであります。

議案第1号 階上町交通安全条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、悲惨な交通事故防止と、安全で快適な生活実現のため、交通安全活動の推進について、必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議案第2号 平成9年度階上町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

収入済額は、5,847,846,321円に対し、支出済額は、5,759,247,812円で、歳入歳出差引額は、88,598,509円となりますが、登山口・石倉線道路改良事業41,983千円の繰越明許費繰越額がありますので、実質収支額は、46,615千円となったものであります。このうち、30,000千円を 財政調整基金に積立て、平成10年度への繰越額は、16,615千円であります。

さて、歳入を款別に、構成比率の高い順に申し上げますと、地方交付税が、41.4パーセントで最も高く、対前年度比4.1パーセント、額では、95,305千円の増となります。

次に高いのは、町税の15.5パーセントで、前年度に比較して8.7パーセントの増となりました。

3番目に高いのは、町債の10.7パーセントで、前年度に比較して、40.9パーセントの減となりました。

4番目に高いのは、県支出金の9.8パーセントで、対前年度比35.0パーセントの増であります。

その主な要因として、農村総合整備事業、漁港改修事業、及び局部改良事業等の補助金増によるものであります。

次に歳出の決算であります。予算総額5,881,414,350円に対し、支出済額5,759,247,812円で、執行率は、97.9パーセントとなっております。

それでは、款別に構成比率の高い順に申し上げますと、農林水産業費が最も高く、18.9パーセントを占めております。

これは、農業集落多目的集会施設新築事業費、漁港局部改良事業費等であります。

次に高いのは、教育費の16.7パーセントであります。赤保内小学校新增改築事業費、道仏中学校大規模改造事業費、学校環境整備事業費等であります。

民生費については、15.4パーセントで主なものとしては、保育園措置費並びに老人福祉費、重度医療費等であります。

総務費は、14.3パーセントで、これは、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、地方バス路線維持対策費、ふるさとにぎわい広場管理運営費等であります。

土木費は、道路維持費並びに道路新設改良費、公共下水道費等で9.6パーセントを占めております。

これを性質別に分析してみますと、構成比36.1パーセントの2,079,279千円が人件費、扶助費、公債費の義務的経費に向けられており、29.1パーセントの1,673,659千円が普通建設事業費、災害復旧事業費の投資的経費に34.8パーセントの2,006,310千円が物件費、補助費、繰越金等その他の経費として支出されております。

更に、前年度比較では歳出総額が7.4パーセントの減となり、その内訳は、義務的経費が2.0パーセントの増、投資的経費が27.7パーセントの減、その他の経費が7.4パーセントの増であります。

財政の弾力性を示す重要な指標として使われている、経常収支比率は79.5パーセントとなり、対前年度比4.6パーセント低くなっております。

いまひとつ、弾力性を知る指標に公債費比率がありますが、これは、昨年度同様16.1パーセントとなりました。

景気低迷により、地方交付税の伸びと町税の伸びが期待できない等を十分考慮し、今後、収支の均衡に留意しながら、行財政全般にわたって、一層、その効率化を図り、合理的な予算計画に基づいた予算執行で健全財政に努めなければならないものと思っております。

議案第3号 平成9年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額998,776,276円、支出済額899,624,345円で、歳入歳出差引残額は、99,151,931円となり、そのうち50,000千円を、国保会計財政調整基金へ繰入れいたしました。

歳入の主なるものをご説明申し上げます。

国民健康保険税は、429,344,235円で、歳入総額に占める割合は、43.0パーセントであります。

国庫支出金は、351,377,737円で35.1パーセント、療養給付費交付金は、51,544千円で、5.1パーセント、繰入金は、一般会計から56,187,308円、財政調整基金からは70,000千円で、合わせて126,187,308円の12.6パーセントとなりました。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

医療費や出産育児金、葬祭費等に係る保険給付費は676,089,635円で、歳出総額に占める割合は、75.1パーセントであります。

老人保健拠出金は、186,475,238円で20.7パーセント、事務的経費の総務費は、14,183,772円で1.6パーセント、保健事業費は、10,554,148円で、1.2パーセンとなりました。

議案第4号 平成9年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額 73,460,177 円、支出済額 69,591,466 円で、歳入歳出差引残額は 3,868,711 円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入は、43,276,013 円で歳入総額に占める割合は 58.9 パーセントであります。

繰入金は、一般会計からの繰入金 28,741 千円で 39.2 パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事務的経費の総務費は、47,559,740 円で、歳出総額に占める割合は 68.4 パーセントであります。

医薬品等の医薬費は、17,281,874 円で 24.8 パーセント、公債費償還金は、4,749,852 円で、6.8 パーセントとなりました。

議案第 5 号 平成 9 年度階上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額 972,558,711 円、支出済額 952,312,364 円で、歳入歳出差引残額は、20,246,347 円となりました。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

支払基金交付金は、644,175 千円で歳入総額に占める割合は 66.2 パーセントであります。

国庫支出金は、199,814 千円で 20.5 パーセント、県支出金は 52,666,733 円で 5.4 パーセント、一般会計からの繰入金は、51,038 千円で 5.3 パーセントとなりました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

医療給付費等の医療諸費は、926,410,602 円で、歳出総額に占める割合は 97.3 パーセントであります。

前年度の精算金等の諸支出金は、23,559,070 円で 2.5 パーセントとなりました。

議案第6号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額260,210,843円、支出済額253,797,277円で、歳入歳出差引残額は6,413,566円となりましたが、工事費として、繰越明許費繰越額5,030千円繰越いたしましたので、実質収支額は1,383,566円となりました。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

県支出金は、159,044千円で、歳入総額に占める割合は61.1パーセントであります。

一般会計から繰入金は、30,887千円で11.9パーセント、前年度からの繰越金は、1,179,843円で0.5パーセント、町債は、69,100千円で26.5パーセントとなりました。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

事務的経費は、6,666,618円で、歳出総額に占める割合は2.6パーセントであります。

排水施設の設計をおこなった委託料は、6,323千円で2.5パーセント、排水施設工事請負費は、231,947千円で91.4パーセント、水道管等移設補償費は328,600円で0.1パーセント、起債償還の公債費は、8,532,059円で3.4パーセントとなりました。

議案第7号 平成9年度階上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額16,871,191円、支出済額は、14,423,341円で、歳入歳出差引残額は、2,447,850円となりました。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

前年度からの繰越金が11,606,006円で、歳入総額に占める割合は、68.8パーセントであります。

水道使用料等の使用料及び手数料は、3,730,585円で22.1パーセント、一般会計からの繰入金は、907千円で5.4パーセントとなりました。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

排水管移設工事、分水料等の水道施設費は14,253,685円で、歳出総額に占める割合は、98.8パーセント、事務的経費の総務費は、169,656円で1.2パーセントとなりました。

議案第8号 平成9年度階上町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額で172,238千円、支出済額は、171,099,378円で、歳入歳出差引残額は、1,138,622円となりました。

歳入につきましては、地域開発事業債170,100千円で98.8パーセント、一般会計繰入金2,138千円で、1.2パーセントであります。

歳出は、造成事業費171,099,378円であります。

議案第9号 平成10年度階上町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に23,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,625,054千円とするものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。地方交付税に30,865千円を追加計上いたしました。

町税は、税法改正に伴い、特別減税分として、27,669千円を減額いたしました。

国庫支出金は、身体障害者補装具給付費負担金及びデイサービス車購入事業費補助金等4,403千円を追加計上しましたが、老人デイサービス事業費補助金2,355千円を減額しましたので、増減合わせて2,048千円を追加補正するものであります。

県支出金については、デイサービス車購入事業費補助金 1, 732 千円、花未来 21 花の郷づくり推進事業費補助金 5, 032 千円、中山間地域総合整備事業委託金 2, 807 千円等、合わせて 12, 492 千円を追加計上しましたが、老人デイサービス事業費補助金 1, 177 千円、中山間地域総合整備事業埋蔵分化財発掘調査委託金 3, 900 千円を減額しましたので、増減合わせて 7, 315 千円を追加補正するものであります。

繰越金は、平成 9 年度歳入歳出決算による実質収支額の中から 16, 614 千円を計上いたしました。

諸収入は、住金鉱業残土堆積場設置事業遺跡発掘調査委託金 31, 900 千円を減額するものであります。

町債については、八戸圏域水道施設整備資債 21, 300 千円ならびに既定の事業費変動により増減合わせて 26, 000 千円を追加補正するものであります。

次に歳出であります。総務費に自動車借上料 1, 146 千円、道の駅改修工事費 659 千円を追加計上いたしました。

また、各款にわたる人件費は、人事異動に伴うもので増減合わせて 7, 519 千円を減額補正するものであります。

民生費には、身体障害者補装具給付費 998 千円、見心園痴呆性デイサービスセンター建設事業費補助金 5, 667 千円、デイサービス車購入費 6, 823 千円を追加計上いたしました。

衛生費は、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金 21, 204 千円を追加補正いたしました。

農林水産業費には、花未来 21 花の郷づくり推進事業費補助金 7, 898 千円、県営ふるさと農道緊急整備事業負担金 6, 000 千円を追加補正したものであります。

土木費は、排水工事に 4, 000 千円、立木等移補償費に 2, 584 千円を追加補正するものであります。

消防費は、防火水槽撤去工事費 1, 850 千円、町地域防災計画素原稿策定業務委託料 1, 000 千円等合わせて 3, 124 千円を追加補正するものであります。

教育費には、建築物定期調査委託料 1, 100 千円、発掘作業委託料 1, 895 千円等、合わせて 6, 587 千円を追加計上いたしましたが、遺跡発掘調査事業費 35, 568 千円等を減額しましたので、増減合わせて 27, 008 千円を減額補正するものであります。

予備費については、2, 964 千円を減額し、9, 332 千円とするものであります。

次に第２表 地方債補正でありますが、八戸圏域水道施設整備出資債等３件の事業に係る既決事業費に変更が生じたので、限度額を補正するものであります。

議案第１０号 平成１０年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第１号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に４９，１５０千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９９０，１１７千円とするものであります。

歳入につきましては、平成９年度からの繰越金４９，１５０千円を追加するものであります。

歳出の主なものは、老人保健拠出金２２，５３９千円、予備費に２３，３２４千円を追加するものであります。

議案第１１号 平成１０年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第１号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ３，８６７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を７４，７３０千円とするものであります。

歳入につきましては、平成９年度からの繰越金３，８６７千円を追加するものであります。

歳出につきましては、施設管理費に４８７千円、予備費に３，３８０千円を追加するものであります。

議案第１２号 平成１０年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてご説明申し上げます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額を変えず、歳出予算を補正するものあります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

委託料、備品購入費合わせて７８７千円を増額し、工事請負費等７８７千円を減額するものであります。

議案第 13 号 財産の処分について議会の議決を求める件についてご説明申し上げます。

本案は、町有土地の住宅用地売り払いにより、面積及び売り払い金額に変更が生じたため提案するものであります。

議案第 14 号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、国営総合農地開発事業八戸平原地区第 6 の 5 換地区の土地改良事業の施行に伴い、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、換地処分後の整備された区画界をもって字を画するため提案するものであります。

議案第 15 号 青森県消防補償等組合理約の一部を変更する規約について、及び議案第 16 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について、並びに議案第 17 号 青森県市町村職員退職手当等組合理約の一部を変更する規約について、以上、3 件についてご説明申し上げます。

本案は、平賀・尾上地区消防事務組合が平成 10 年 7 月 3 日をもって、平賀・尾上地区消防等事務組合に名称変更したことにより、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を得るため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田
常男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第 4、陳情第 1 号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択の陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、会議規則第 39 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択の陳情書の件については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明9月8日から9月9日までの2日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月9日まで2日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、9月10日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時40分)

平成10年第8回階上町議会定例会会議録 (第2号)

招集年月日	平成10年9月7日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 議	平成10年9月10日 午前10時00分				議 長	前 田 常 男		
及び 宣 告	閉 会	平成10年9月10日 午前11時24分				議 長	前 田 常 男		
応（不応）招議員 及び出席並びに欠席議員 〇出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議 号	氏 名	出席等別	議 号	氏 名	出席等別	議 号	氏 名	出席等別
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○
会 議 録 署 名 議 員		1 番	松 森 蒿			2 番	佐 京 登		
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一		総務課長補佐		中 村 豊 志	
		庶務係長		田 中 昇					
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介		助 役		中 村 禮 一 郎	
		収 入 役		伊 藤 昭 一 郎		教 育 長		大 釜 安 也	
		総 務 課 長		浜 谷 政 己		企 画 課 長		三 上 孝 八	
		税 務 課 長		松 橋 隆 巳		保健福祉課長		鳩 文 男	
		農 林 課 長		浜 谷 義 勝		建 設 課 長		高 階 繁 雄	
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝		水産商工課長		中 城 功	
		中央保育所長		桑 原 定 男		出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
		教 育 次 長		渡 部 光 雄		学 務 課 長		渡 部 光 雄	
		社会教育課長		小 澤 勝		体 育 課 長		池 田 隆	
		給食センター所長		林 貢		農委事務局長		工 藤 靖 夫	
		診療所事務長		鳩 文 男		企画課長補佐		上 博 文	
		代表監査委員		下 野 岩 男					

開議・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田
常男君)

日程第1、議案第2号 平成9年度階上町一般会計歳入歳出決算の認定
についての件から、日程第7、議案第8号 平成9年度階上町住宅用地造
成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします

この際、代表監査委員委員より、ただいま議題となりました件について
の、監査報告の申し入れがありますので、報告いたします。

代表監査委員 下野岩男君。

代表監査委
員(下野岩
男君)

監査の意見を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、
町長より提出された、平成9年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算
及び証書類などについて、去る8月31日と9月1日の両日審査の結果、
各会計の決算及び付属書類は、適正に調製され、決算の計数は正確であり
、内容についても正当なものと認めます。

しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率及び公債費比率は、
健全ラインの目安とされている数値より高くなっているため、財政の硬直
化を招かないよう、収支の均衡に留意しながら、合理的な予算計画に基づ
いた効率的予算執行で、健全且つ適正な行財政運営に努めるようお願いし
ます。

また、歳入における自主財源の根幹をなす町税の収入状況については、
増収となっているものの、徴収率は、年々低下し、滞納額も増加の傾向に
あります。健全な財源確保、財政運営の意味から、徴収には今後とも特段
のご努力を切望するものであります。

なお、決算の詳細につきましては、決算審査意見書として、町長に提出
済みですので、ご参照ください。

以上、簡単ですが監査の意見と致します。

平成10年9月7日

代表監査委員 下野 岩男

監査委員 木村 勝彦

終わります。

議長（前田
常男君）

以上で、監査委員の報告を終わります。

これより、質疑にはいります。質疑ありませんか。

17番、山田昭治君。

17番（山田
昭治君）

17番、山田。只今も代表監査委員から、監査の結果のご意見をお聞きしたわけですが、非常に経済情勢といいたいでしょうか、不景気といいたいでしょうか、そう言うことで、なかなか税金の方の、町税並びに様々の税収についても、非常にご苦勞を、職員の方々もご苦勞していると思います。と言うことで、一つ、税務課の方からお伺いしたいと思いますが。

町税に対しましても、歳入の問題でございますが、町税に対しましても、収入未済額と言うことで載っているわけなんです、50,000千円から一寸出ているわけで、昨年度は、41,000千円と言うような額でございます。

約9,000千円以上の未済額と、それと同時に、欠損額も1,635,300円が、2,222千円と言うような額が見えているわけですが。

この点について、税務課の方では、どのような方法で回収と言いたいでしょうか、納付方を奨励、又は、それについての対策を進めながらやっているのか、そう言う問題でお尋ねをしたいと、こう思います。

それから、これもまた、歳入の方でございますけれども、ここに、私としては、どうかなあと考える点があるわけなんです、手数料の未収入があるわけですが、この点についても、手数料の未収入がどうなって、こう言うふうに出てくるのかなあ、と言う疑問が持たれますので、どうぞその内容を、お知らせを願いたいと、このように思います。

それからもう1点は、国保のことですが、国保についても、収入未済額が、かなり大きい額で載っているわけですが、と同時に、欠損額も3,267千円が、7,700千円以上と言うようなことで載っているわけなんです、この点についても、どう言う経過で、このようになっているのか、それと同時に、これに対して、どのような対策を講じながら進めているのか、今後、またそう言うようなことについて、どう考えているのかを、お尋ねをしたいとこのように思いますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長（前田
常男君）

税務課長 松橋隆巳君。

税務課長（
松橋隆巳君）

只今のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、9年度は、不納欠損にしろ、未収金にしろ、徴収率ですが、ここ近年最低の率でございます。

まず、この原因を私なりに考えてみました。

その原因は、まず、皆さんご承知のとおり、不景気だと言うことが、あるのではないかと思います。

特にその中で、9年度につきましては、消費税のアップもありましたし、それから9月には、医療費の負担改正もございました。それ等がかなり影響しているのではないかと考えております。

国におきましても、皆さんもご承知のとおり、国の歳入が、未収が2兆円あって、歳入欠陥が1兆5千億円あるということで、赤字国債発行しなければならないと言うふうな形で、新聞にも載っておりました。そういう9年度でございました。

それで特に、特徴として9年度は、滞納整理に行ったわけですが、そしたら、1期を納めるのではなくて、1期を更に分けて納めたい、そう言う方がかなり増えてました。と言うのは、本当に税金を払う余裕が無いのかなあ、それが特徴、内金みたいな形で納めると言うのが、私もなんとかもらいたいということで、そう言う形になったと思いますが、内金の方がかなり増えた、従って、現年度の、つまり、4月、5月、特に閉鎖期間で、徴収に歩いたわけですが、その現年度、つまり、内金で入れる関係で、そのまま、9年度分が、そのまま残った、現年度分がかなり残った、その辺で、未収金が増えた理由でないのかなあと、内金で納めたために、1期が半分しか納めていなかったり、最後の4期が、あと半分残っていたと言う形の滞納者が、かなり増えたのではないかと考えております。

もう一つ、本町の特徴として、住宅ローンがあるわけですが、新築者が多いわけで、その人たちも、ローン返済について、ゆとり返済と言う融資制度があって、5年間は、低い元金償還でいいんですよ、元利償還でいいですよ、6年目から、その分高く返還してもらいます。というふうな、というのは、つまり、5年たつと給料も上がるだろう、そうした場合に、6年目から増額された部分も、負担が軽くなるでしょうと言うことの主旨ではじめられた制度だと思いますが、それが、今は、5年たっても、返還額が上がっても、給料が上がっていない、不景気なために残業もない、と言うことで、そのローンの返済に大変だ、従って、税金に影響が、と言う状況等、考えてみますと、勿論、我々は、徴収しなければならない、どう言

う状況でも、常に、徴収100パーセントを目指してやらなければならないのですが、そういう状況にあるということでございます。

今後、どのようにやって、こう言う状況を、不況だからいいんだ、と言うわけにもいきませんので、しからば、今後、どのような対応していかなければならないか等も、今、考えていること、頭にあることだけを申し上げます。

まず、今以上に個別訪問する、これが、基本になるのではないかと、現にきょうも一人徴収に出ています。それを、今後、実施していきたい。

今以上に、個別訪問するんだ、勿論、電話で連絡を取りたい、ところが、これも問題がありまして、なかなか日中は、人がいない、共働きとか、そう言うことと関係あります。

それから、電話連絡取るにも、滞納している所は、当方の都合で、通話できません、と言うか、なかなか連絡取れない、電話番号簿にも載っていない。

そう言う状況で、連絡取りづらいと言う、本当に困ったような状態でやるとなれば、やっぱり夜間、夜間となりますと、やっぱり時間に制約もありますし、なかなか思うようには、いかない点もございます。

それについても、それをやっていくんだと言うこと以外には、ないのではないかと考えております。

もう一つ考えていることは、本町のような規模だと口座振替、これだと遠隔地、例えば本町の場合は、分譲地などがあって、固定資産税を納める方は、全国に散在しているわけですが、納税者が、分譲した土地を所有した方が全国におりますので、その人たちが納めるについて、口座振替した方が便利なのかなあと、言うふうに考えてます。

これを、今までやっていなかったのは、今、私の方でコンピュータを導入する計画されて、今年度から導入したいと言う形で、それに合わせて、私ども、この口座振替を積極的に取り入れていきたい、というのは、なぜ、そのコンピュータに合わせるかと言うと、その口座振替の事務がコンピュータで処理する分がかなり多いわけで、それに合わせて、そう言う関係でやっていきたいと言うことで、口座振替制度を積極的に考えていきたいなあと、言うふうに思っております。

それと本町の場合、人の移動もありますので、遠隔地の方に移動したりして、税金滞納して、そのまま、そうした場合に振り込んでもらう関係等もありますので、口座振替は、積極的に採用していきたいと、言うふうに思っております。

後、考えているのは、不納欠損、ご指摘のとおり、不納欠損でございますけれども、これは、滞納額の中をチェックした場合に、分析した場合に

もっと早い機会に、欠損処分してもいいものではないか、これは、地方税法15条の7にあるわけですが、明らかに取れないものについては、現年度にも欠損処分することができるような、つまり、処分停止、滞納処分停止と言うことですが、これができるというふうにあります。

これは、慎重に調査して不公平にならないようにやらなければならないのですが、それで、先進地と言われる町村を視察して、その中に、他町村では、現年度でも不納欠損しております。

やっぱり、私の方でも、倒産したり、自己破産したり、本当に行方不明だったり、財産が無い家族だったり、困窮者だったり、そう言う方たちで、本当に取れない、明らかに取れないなあと言うふうにも、この滞納者の中に、未収金の中にございます。

それ等もやっぱり、慎重に、調査しなければならないので、時間がかかりますけども、そう言う滞納の内容分析もして、欠損処分するのは、止むを得ずしなければならないものは、お願いして、時効を待たなくても、できるものについては、お願いして欠損処分もやらざるを得ないのではないかと、そうでないと、数字だけが未収金として、このように決算書に残ってくると、言うこと等もあります。

それ等が、今、考えていることです。

これらを考え合わせて、これから進めて参りたいと言うふうに考えております。以上でございます。

それから、手数料の未収入の件についてでございますが、この手数料につきましては、税金に関連するわけですが、督促状発行します、発行した額を調定額として、ここに載せるわけですが、税金と同じように入っていないのがあるわけです、未収金が、その未収金に伴う督促手数料分でございます。以上でございます。

議長（前田
常男君）

保健福祉課長 鳩文男君。

保健福祉課
長（鳩文男
君）

民生関係の手数料の未済額でございますが。

これは、ホームヘルパー派遣している事業の中で、1時間900円と言うことで、徴収することになっておりますが、59世帯に派遣しております、手数料の徴収条例によりまして、6世帯が一応支払義務者となっておりますが、その内の一人の方と言いますか、その方が未収になっております。

80歳になりまして、寝たきりの方で、家族の方は、共働きでいないと言うことで、ホームヘルパーが1日3回から4回ぐらい関わりを持ってございますが、徴収条例によって支払義務が生じていると言うことは、それ

なりの所得があるということでございますけども、訪問すると、払います、払います、ということですが、今年の1月から3月分が、一応未納になってございます。9年度分でございます。これから、本人、保護者の方と話を持ちながら、交渉に努めて参りたいと思っておりますが。

この方も、老人ホームを申し込んでおりますが、まだ、待機者、町内でも、84人ほどあって、まだ入れないような状況でございます。ホームヘルパーの方々、高齢者の調整チームの方々の話によりますと、どうしても、放って置けない、払えないから切るかと言うわけにもいかないという状況でございますので、今のところ、そういう状況で、これから保護者の方と、相談しながら徴収に努めたいと思っております。

議長（前田
常男君）

税務課長 松橋隆巳君。

税務課長（
松橋隆巳君

国保税も同じような解釈をお願いします。

議長（前田
常男君）

17番 山田昭治君。

17番（山
田昭治君）

入ってこないからうんぬんということではなく、これからどうすれば、収納率が良くなるかということでお伺いしているわけでございますから、その対応策でございますから、国保の場合も実質的には、このように収入未済が出てきていると、そして、また、欠損額もこのように、大きく出てきているということですので、これをいくらかでも無くするようにとすることの意味合いで、担当者の方では、どのような、今後の考えを持っているのかということ、お尋ねしたわけでございますので、様々非常に苦労かけて、そういう対策を考えてやっていると申しますし、やっているようでございます。

そこで、振り込みに対しての制度と言うのも勿論あるわけで、振込制度にして、振込用紙を町外の方には、恐らく一緒に入れて請求しているだろうと思いますが、固定資産税の場合であれば、町外の方が非常に多いのではないかなあということも考えております。

それと同時に、もう一つの対策とすれば、振替制度も考えていかなければならないのではないかなあ、振替についても、銀行が近い遠いで大変だろうと思いますが、納付される方々が不便を感じない、そして、また納付しやすいような策を考えていかなければならないのではないかと、言う

と、結局、振替制度にすると、銀行、農協、郵便局でもそういう制度を持ってもらいながら、その期限内に振替されるような対策のことを、今後、考えていくべきでなかろうかなあと考えております。

もう一点は、有線放送を使う、私の方で聞くのを逃しているのか、南郷さんの方では、その都度都度、固定資産税なり、村民税なり、そういう税金の納付の月には、必ず村民の方々に放送して、納付するよう連絡しているようでございますが、うちの方でも納税組合があって、納税組合でそういうことを、一生懸命やっているわけでございますけども、階上町の方では、蒼前地域の方では、納税組合と言っても、かなり少ないのでは、組合員が少ないのではないのかなあということ考えますれば、そういう有線放送でも放送しながら、納付方をお願いすると言ったようなことも、必要があるのではないのかなあということ、常に考えております。

出来れば、そういうことの制度をつくりながら、いくらでも多くの収入を、収入未済額が無いようにすればいいのではないのかなあと考えております。

この点についても、担当の課長、そしてまた、職員の人たちが一生懸命やれば、なんとか少なくなるのではないかなあと考えますので、どうぞ、この点についても、よろしく検討されていくようお願いをしないと、このように思います。

もう一点は、これも滞納整理のことなんですが、滞納整理する方で頼んでやっているわけなんですが、効果的にどう言うような成績が上がっているのか、課長の方からも、その点についても報告願いたいと思います。

議長（前田
常男君）

税務課長 松橋隆巳君。

税務課長（
松橋隆巳君）

ハイ、お答えします。

口座振替、口座振込、一部、郵便局にお願いして振込みをしているのがあります。

それから、特別徴収とか、そういうのは、郵便局をお願いしております、先ほど申しましたように、銀行は青森銀行が指定金融機関になっておりまして、青森銀行が全国にあるかと言うと、そうでもない、やっぱり指定金融機関がありますので、そうでもないんで、それで郵便局が必要だと言うことで、今、郵便局にお願いして振込みの方をやっておりますが、これは、県外を原則的にやっております。

それで、先ほどお話しましたように、コンピュータできた段階で、全県、勿論、町外等については、郵便局等、これ以上に利用されるような形で宣伝等して参りたいと思っております。

それから、有線放送につきましては、何回かやりました。

当初、第1期分の納期の時でしょうか、やって、今年はしばらくやってなかったんですが、今年やろう、と言うことでやったんですけども、それを持続していければと思っておりますが、。

聞くとところによると、あまり放送が多いとかと言う、ある地域によっては、喧しいとか言うような声も聞いたりもしていますし、その辺担当の方とも相談しながら、良い方向で進めていきたいなあとと思っております。

それから、滞納嘱託員でございますが、これは、平成9年5月から、今の方、女の方をお願いしているわけです。それで、一寸、慣れていない所もあるのかなあ、1年位は、慣れてもらいたいと言うところもあったわけですが、今実績を見てみますと、平均、月60万前後でございます。

それで、9年度、先ほど申し上げましたような事情等もあるのか、なかなか入るのが、難しいと言うことでございます。

日中はいない、朝とか、夜遅くとか、休みとかと言うことは、勿論、そのための嘱託員で、徴収をしていただいておりますが、約束していても、その日に、なかなかいなかったり、三回位行ってやっともらえると言うような状態等もあるようでございます。

この嘱託員お願いするについても、なかなか、人員も確保するにも大変だと言う状況にもございました。

そう言う中で、今の方をお願いしたわけですが、それで、今後、慣れてきたようですので、もっと範囲を広げたいとも考えております。

先ほど、申しましたように、平均、家庭訪問するのは、聞いてみたら5軒前後と言う。夜、普通約束して集金するのを除いて、5軒前後回っていると言うことでございます。

件数は、ここにはないですが、金額にして60千円前後、そう言う状況で去年の5月からですので、一年を経過しましたし、ある程度範囲を広げて先ほど申しましたとおり、分けて納める方が増えてきている、と言うことで、その税金を納めてもらうにも、今まで4回、4期ですから4回行けばもらえたものが、今度は、分けて納めると言うことで4回以上、倍になったりするような状況ですので、益々そう言う嘱託員が、必要が出てくるのではないのかな。

それからもう一つは、これは将来的なことですが、国保税にその介護保険料等も加わって、徴収しなければならないと言うような状況等、必ずし

も、良い徴収環境になってきていないと言うと、益々そう言う囑託員の使命と言いますか、そう言うのが重要になってくるのかなあと、言うこと等も考えている所でございます。以上でございます。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑はありませんか。

15番 大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

今、山田さんの質問に尽きるわけですが、まったく同感でございます。

今、それぞれの担当からご説明があったわけですが、この税目別の決算額、これから、推しても不納額、並行して、滞納者と言いますかね、未済額これは、年々今日まで増えて来ているわけでございます。

勿論、特別会計も一括して、ご審議と言うことでございますから、特別会計も50,000千円に、私、こう見て驚いたんだけど、特別会計の方は、極端に言って、倍とまではいかななくても、91,000千円ですか、これら諸々、今、山田さんのご質問にあったとおりなんです、歳入に分けて町税ですね、町税もこの50,000千円の70パーセントですか、いや、77パーセントは、固定資産にくるわけですね、ほとんどが町税に対しての未済額は、77パーセントは固定資産税であると、その中でも、全額とは言いませんが、77パーセントの内70パーセントは、過去の滞納繰越し分であると、同時に不納欠損額も二百何万あるわけですが、その83パーセントが、これも固定資産税でございます。

その100パーセントがそのまま、今度は、過去を引きずってきた滞納繰越しになっているようです、この明細書を見る限りはね。

だから、いつまでであっても、このウサギとカメみたいなことでなくしてどっかで、これを創意工夫し、勿論、今日まで担当の課長も苦労していると思いますが、汗をかいていると思いますが、その成果を比較しながら、ここは、無駄な道中であつたなあと、今度新しくこう言う手を加えましょうとかね、そう言うしがらみの知恵・創意工夫と言いますか、明日からの対策として、60億の予算を賄う中であるから、毎年、これくらいはと言うような、諦めムードでなくしてね、もう一つ、もう二歩も三歩も、今、ここに皆さんの知恵を結集して、何か新しい対応策、対策、これを願いたいのであります。

勿論、町長は、日夜それに努力をしている、穴があくほどにらめっこしている筈です。町長も、財布を扱う収入役も、それから担当も、一言ずつこれに対しての、昨日までの歩いてきた姿と比べて、明日から、どう対応しましょうか、増えてはならないことです。

それを、一言ずつ、その所見を伺いたいと思います。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

一言ずつとすることですから、お答えをいたします。

税の未済額、或いはそれらにつきましては、先ほど、係からお話し、ご答弁申し上げたとおりなわけでありまして、又、大下議員のご意見、ごもっともなことであります。

町としても、納税意識を、高揚と言うふうなこと、或いは納税貯蓄組合もあるわけでありまして、関係者、関係団体ともどもやって行きたい、進めて行きたいこう思っておりますが、何といたしましても、やっぱり、先ほどから課長が、税務課長がお答え申し上げますように、景気が極端に停滞していると、これが大きな要因だろうと、こう思います。

こう言う中でも、納税と言うのは、行政にとって大事なことですよと、言うふうな意識を持っていただくと言うふうなこと等も、合わせて進めていかなければならないと言うふうに思います。

いずれ、今後も、これまで以上に努力しますと、言うことでお答えにさせていただきます。

議長（前田
常男君）

収入役。

収入役（伊
藤昭一郎君）

ご指名がございましたので、お答えをいたします。

なんと言っても数字がちゃんと示しているわけですから、これがちゃんと出てこない、皆さん方は納得されないだろうと、こう言うふうに思うわけですが、就任して、特にこの税に対する考え方、私なりに考えてみたところですが、やっぱり三大義務でございますから、当然そう言うふうな義務感を、町民から持ってもらわなければいけないと、言うふうなことがあるわけですが、こう見渡してみますと、必ずしも、納税に対する意識がはきっとしていない部分があると、これはやはり、教育の問題もあろうかなあと言うふうに思っているわけですが。

その一つの推進の機関として、納税貯蓄組合が各地にあるわけですが、すけれども、一部地区には組合の組織が、あまり網の目を張ってないと言う部分がありますから、この辺もやはり進める必要があるのではないかなあと言うふうに思っております。

ただ、貯蓄組合のみなさん方、一生懸命やられてはいるんですが、ある面においては、組合員になりえない、そう言う、いわゆる、滞納している

方々は、組合から脱落している状況もあるわけですね。

そう言うふうなところも兼ね合わせた、やはり、貯蓄組合、今は、納税をしてもらっているわけですが、貯蓄の面に思いをいたして、原点に帰えると言う必要も、中にはあるのではないかなあと言うふうなことも、考えられているところでございます。

私は、収入役と言う立場でございますから、いちいち、それに対してはどうのこうのと言う立場にはない部分もあるわけですが、今、ご指摘のように、皆さん方に、いろいろご心配かけてるわけですから、それぞれのセクトだけでなしに、全体的な意味でこれを考えて、そう言う面でも、ある意味では、いろいろ検討を重ねて組合の方々も、昵懇にお話をしあってみたいものだなあと言うふうに思っておりますし、無い所については、その組織化を図って行くことによって、少しでも納税の意識が高揚し、少しでもそう言う形で表れてくることを、今後、努めていきたいものだと、こう言うふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

わかりきった、担当でなければ、その内容を、ただ数字上、款項別に見ると、意見交換して、探って行けば思い当たる節もあるなあとか、良かったなあ、こう言うことも、それぞれ考えているんだなあと言う、察しのつくお話も出てくるはずでございます。

ただ、儀礼的にと申しますか、毎年、先ほども言いましたが、60億の中で、何千万、何パーセントが止むを得ないではないか、今回に限らないから、例年このとおりなんだからと言うような観念でなくして、毎年のこと、繰り返してるんでしょ、監査員のご指摘も、これに対して、積極性を持って真剣に取り組んでももらいたいと、一般的に受けて努力しますとか、何んとかでなく、もっと、ポイントを替えて、新しい、何と言いますか、今、冒頭に言ったように努力します、つとめます、やりますだけでなくして、それから比較すると、今、収入役の方がうんと進歩性がありますよ。

当事者に、3回も5回も当たって、その中で融和を持ちながらも、そう言う努力すれば、一つの道が開けるでないかなあ、と言う私なりの解釈で言えば、そう理解しますが。

だから、何回行ったから取れなかったとかでなくして、どうすればいいのか、昨日までのことを踏まえながら、明日に歩くにはどうする、明日は明日の人がやるでなくして、どうやれば堅実性があるか、効果的なのか、無駄をしないでね、それを望みたいのであります。

例えば、納税組合、今、三十数組合あるわけですが、その中で、ほとんどは、これは我々にはわかることでない、監査委員以外わからないと思うんだけど、当事者として、この何千万、結果的にはあるんだと言いつつも、これは、30組合の中で、ほとんど蒼前か赤保内に集中しているんじゃないかなあと、つめていけばね、集落的にいけば、そう言う過程の中で、さっき、組合も組織しているんだと、納税組合だったら苦勞、汗をかいてもらうんだけど、その地域だけ、無理難題を押しつけるのでない、他の29は、全部やってんだからね。公平に等しく汗をかいてもらいたい。

勿論、区長も立場も苦しいでしょうがね。仕事が増えて、もっと、1500戸あったら1500戸を固めてね、好きなだけ踊って、好きでないのは除外して、それを裏返せば、私がそれを好まないから、不都合だから、むしろかたまりませんか。そんなこと闇に葬っていいですか。

これは、社会通念上、どこの世界行っても、最低限守らなければならぬことを務めていただきたいんですよ。それに尽きるわけですよ。

それから、一つ一つの納税組合が、せっかく一丸となって、一生懸命やって、表彰されてやってるわけなんだけど、その中で、好きなことだけして、そう言うことを、意識の高揚と言いますか、モラルと言いますか、感覚と言いますかね、私が好まないから、私さ不都合だから、これはよけましょうとか、入りませんとかなくして、そう言うの嫌であっても、そっから心の入れ替え、気持ちの転換を押し付けていただきたい。今、一步、それから、先ほども言ったんだけど、使用料手数料ですね、これも過去にも、探って見ると無くもないわけですが、こう言うことでも、今、言われたような新興住宅に、ホームヘルパーですか、保護者がせっかくありながら、それでも一人とか聞いてみれば、事情に事情が重なって誰でも、そうせざるを得ないなあと言う事情に鑑みて、そう言う理解し得る程度のもの。

二人息子さんが揃っていないながら、置き去りにするぐらいであつたら、払わなかったら、払えなかったら、誰か一人付いたらいいでないですか、そこまで押して行かなければ、悪いことを覚えつつも、皆そっちの方へ逃げますよ。

病気の原因は、ここらにあると、これは、今回出たでなくして、こう言う新興地には、明日から益々増える可能性を秘めてるわけですね。

私は、そう判断しました。

一人に限らず、64千円に限らず、これは、年度追うごとに、言えば失礼なんだけど、蒼前地域、赤保内の新興地域が年々増えていきますよ。

こう言うのは、ましてや介護制度が出れば、自己負担も当然、応分の負担もあるでしょ。

家で介護できないものは、そんなら施設が余っていますか。今、担当課長が、言われたとおり、施設に入りたいんだけど、施設にも入れないと、

掛ける側にしては二人稼ぎたいと、そう言う中で泳いでいるのですから、ある程度はね、お互いその辺を腹を割って話し合って、分割でもいいでしょ、分割でも、お互いにそう言う事情があるのを、その事情をくみ取りながら、全部くみ取ると言うことでなくしても、お互いに譲り合って、通い合えば、今以上に、この自主財源である歳入を、数字をすばめるにいいと思うんですよ、そうでしょう。

年度別の、この決算額見ても滞納額、不納額は言うに及ばず、歳出においても歳出が、公債費比率とか、地方債の現在高まで、五カ年の経緯を探って見れば、益々、今日より明日は、厳しいですよ。

国保だって、何年何月何日は、定かではありませんが、ただ、頭の隅っこに、若干記憶してるのが、そう言う私みたいなのはあると、滞納者が、そしたら、その歯止め策と言いますか、ある期間を限界にして、そういうこともやったんでしょう。

そして、今も引きずってるんでしょう。だから、そう言うのは、全ていいものか、どうか、見直す所は見直して、誰、おまえ、91, 000千円も2百も、年度年度、こうしてたら、どんな人が、どう苦労したって、皆知恵をそこに集中して、一丸となって、これを、数字を無くするように、これより減らしていくように、そう言う努力があって然るべきだと思います。以上です。最後に、ご所見があれば伺っておきます。

議長（前田
常男君）

税務課長。

税務課長（
松橋隆巳君）

滞納のご指摘そのとおりでございますが、一寸、町の環境について、徴収環境についてですね、町の体制について、お話させていただきますが、この徴収について、例えば国保の場合、短期保険証の交付、これは県下で一番最初にやりました。やっぱり、徴収のためにやったことです。

それからもう一つは、徴収嘱託員も郡下では、どこでも置きません。それも、滞納のためにやっております。

それからもう一つは、職員の税務の機構ですが、徴収係と、直接365日それに対応するような体制を取っておるのは、階上町だけです。後は、兼務と言うような形、それから、そのほかに、今、感じたのは、そう言うふうに郡下においても、徴収に対する体制は、上司等のご理解のもとに、本当に進んでいるところだなあと思っております。

それから、差押えについても、直接職員が差押えしているのは、階上町と八戸市だけだと思います。

競売もしております。それは、財産となれば、法律的にいろんな専門

な、あれがなければ競売・公売はできませんが、ここまでやっているところは、恐らくないでないのかなあと言うふうに思います。

私の方でやっている公売もしたことがあるわけで、それが、なにかと言うと、電話の加入権、これを前にやってきました。

ところが、今、携帯電話ができて、その電話の加入権が、公売してもなかなか売れないと言う状態で、公売を直接手がけているのはありません。

と言うように、徴収に対する体制と言いますか、それは、他町村とは、そんなにひけは、とらないのかなあ。

ただ、一にも二にも、税務課我々の努力不足なのかなあと、ご指摘のとおり反省しております。それで、常に職員と話しているんですが、とにかく、徴収は数字で出るから、変な言い方ですが、他の方はそんなに120パーセント働かなくても、この徴収だけは、とにかく数字で出るから、それによって税務課の職員が評価されるから、頑張ろうと言うことは、常に話しておるところでございます。

そのように我々も、今後も努力しなければならないところは、勿論、そのように反省しておりますが、今後も徴収に対して、ご指摘のとおり数字が出ておりますので、それを少しでも減らすように頑張ってお参りたいと思っております。

それから、納税貯蓄組合のことが出ましたけれども、これも今悩んでいることは、口座振替なり、口座振込なりが徹底された時に、納税貯蓄組合との関連、どうなるか。

今、現にやっぱり、不景気なせいなのかどうか分かりませんが、脱退したいと言うのが出ています。

先ほど、申しましたように、内金で払うと言うような状況が増えてますので、その納期に納めれないと言う方が増えてますし、それに全国的なすう勢として、納税貯蓄組合が減る傾向にあります。

本町の場合は、納税組合と言うのが、地域の活性化のためにも、地域にいろんな役割を果たしているようですので、その辺も考えて行かなければならないし、今後の問題としてありますが。

それから、納税組合についても、例えば、石鉢が、行政区が三つに分かれたわけですが、その時、これがチャンスだと言うことで、納税組合を組織しようと言うことで、会長はじめ、いろいろやったんですが、勿論、地域に行って説明もしたりしてました。

区長さん方にも説明したんですが、それが、やっぱりできなかった。そう言う、新しく住民になった方たちが、やっぱり、いろいろローンがあったり、その納期に払えないと言うこと等、それらがあるのかなあ、それをいろいろ考えさせられました。そう言う状況でございます。

議長（前田
常男君）

保健福祉課長。

保健福祉課
長（鳩文男
君）

ホームヘルパーの手数料の未納者に対しましては、大下議員ご指摘のように、分割等も含めまして、再度、保護者の方に相談に行って参りたいと思っています。以上でございます。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

話を噛み合わせれば、共通点もあると思います。

担当でなければ、分からないことをお尋ねしたわけでございます。これは、いつもこの時期に、この決算と言うもの出るものであるから、この数字を、胸を張って出したわけではないことも、その係、担当の気持ちを拝察、分からないわけではございません。

褒められることだば、胸を張って数字を上げるんだけど、こう言うことは、到底、めごいものではございませんから、その心境はお察し申し上げます。

ただ、それについて再三言うとおりの、日々、それを頭の隅におきながら、どうすれば、より効果的な、効率的に推移できるのかと、それに、今一つ神経を使っていたきたいと、先ほども、ゆとり共済事業について、課長から説明があったわけでございます。

それと並行して、先ほど、大局的に、赤保内地区と蒼前地区でしょう、この数字はと、私は申し上げましたんですが、これは、否定しないはずで。むしろ、何十パーセント以上は、その集落の数字だと思います。

それで、例えば、集団で赤信号渡れば怖くないと同じで、どうも良いことは、見習えない、ただども社会通念上は、最低限、皆さん同じにやるから公平を欠かないように、納税組合のことでも、会員であろうとそうしていただきたい。

理想までは届かなくても、そこらを基本的に共通の認識において、ルールに登ってもらいたいですね。

そこは、第一段階ですよ、むしろ、こう言うあれでしょ、固定資産税46件、町民税2件とか、軽自動車27人とか、こう言うんだけど、この分の数字だんだけど、これ以外にも、今日も明日も昨日も、これに類したことが上ってきてんでしょうね。ただ、ここに、数字的に、件数を並べられないだけで、分かんなくても想像つきますよ。

昨日は何件、明日何件と言うのは、追って来ているはずですよ、追いかけて来てるし、だから、これを解消すべく努力は必要、努力するには、ど

う言う対応、知恵が必要だとか言うことを、一つご提案申し上げたいと思います。

先ほど、ゆとり事業とか、5年あれば据え置きだ、6年目から取り返すんだと、言葉悪いんですけどね。

6年目から、初年度として納めればいいんだと、聞きやすい話で促すでしょう。保険会社でも、家を建てには、やっぱり計画、自分の体力と応分な、吟味して、余程計画を練ってやるべきなんだけど、とにかく、新しい家に入りたい、後始末はどうでもいいと、こう言えば極端な話なんだけどね。そっちの方に考え方が走って、せっかく、今年出してもらったが、来年から、このメンバーの一人に入っていると、こう言うのも聞いてみればありますね。

どっから話していいか全然わからないでしょ、縦からも横からも斜めからも、これは話しの術がないですよ。ルールに、同じ共通のルールにのれないですよ、この段階から。

建てたかったら建ててもいいですよ、人が増える、良いことですよ、人口が増えると言うことは。それに対して、最小限度、社会通念上のルールは、守っていただきたいと。そう言う人に限り、計画的に金を借りることに知恵を絞って、何年か後には、それを済ますには、返済するには、どうしたらいいかなと言うことに、大した苦勞していないですね、借りることに専念して。

だから、こう言う数字が載ってくると言うんですよ。当事者をカバーして、担当にご負担がかかるような言い方なんだけど、本当に、そう言う巷にありますよ。

これは、税務課に、納税組合に迷惑かけられないと、私の、階上の一員ですと、村民ですと、だから応分の体力の、応分の税金は払いますよと、言うことであればいいんだけど、赤い家だけ頭にあって、その翌年から、固定資産税こうでしょう。

5千万の77パーセントは、固定資産だけでしょう、何ぼもありますよそう言うのが、聞いてみれば。

だから、これを、苦勞かけるんだけど、毎日でもいいから、代わる代わる接触して、その家の、数回話したり、通っていれば感触は得るね、その家庭の環境と言いますか、その家柄のね、立派な、二人も三人も稼ぐ人があってやってる中にも、こう言うのが入ってますよ。

本当に、年寄り一世帯とか、介護必要とする老人の人であれば、弱い者は苛められませんがね。

まず、その網を潜って、悪い方を見習いましょうと、言う人が増えてます。それが、赤保内と蒼前地区です。

そう指摘されれば、その地域が一寸聞きにくい面もあるかと思いますが、本当に地域ぐるみで、これから明日のために、来年のために、お互い微々たる、持った力を募り合って、結束して一丸となって、これを解消すべき努力をお願いしたいと、要の詰まりはそこです。

以上です。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

概ね、大下議員の仰ることも理解できないではないですが、若干、認識と言う点では、なるほどと思えない点もあるもんですから、若干その点をお話ししておきたい。

それぞれの地区の、それぞれの方が、それこそ、それぞれの立場でご努力を、私は、いただいているんだと思います。

また、多くの事例の中に、様々なケースもあるんだと思いますが、ほとんどの家庭が、必死で、この今不景気の中で、生活防衛やってるんだと、私はそう思います。そう言う意味で、先ほど、一寸ありました介護等のお話しにつきましても、様々な事情、経過はあっても、やっぱり人間尊重、人権尊重と言う立場で、行政としてはやらなきゃいけない、こう言う強い認識を持っております。

ただ、税は勿論公平でなければいけない、行政も然りでありますが、そう言う意味でも、訪問徴収員、或いは、県下でも国保の、短期の保険証を出していると言うようなこと、不人気でも必要なこと、お願いしなきゃいけないことは、こう言うふうに来てきているところでありまして、そう言う意味では、これまでも、最大限の努力はしてきたつもりであります。

ただ、いかんせん、思うようになってないという部分もあるんだと、こう思います。いずれ、国民の負担も年々増えてきていますし、これからも増えて行く、このまま行けば、増えてくることだろうと、こう言われております。

そう言う意味では、行政のあり方、いわゆる行財政の改革と言うことも大事なテーマだと、それらも、私どもがしっかりとやって、税も、税金もお願いして行くと、言う姿勢が大事なんだと、こう思います。

いずれ、そう言う意味では、行政に携わっている私を含めまして、職員が、町民の信頼を得るようなしっかりとした仕事、信頼に応えるような仕事をしていかなきゃいけない、そう言う意味で、見解と言いますか、お話を申し上げまして、その若干、そう言う意味では、大下議員と若干と言うよりも、大きく違う面もあるということをお話ししまして終わります。

議長（前田
常男君）

はかに質疑ありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

おはかりいたします。
本決算は認定することにご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。

よって、平成９年度階上町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は、認定することに決しました。

議長（前田
常男君）

日程第８、報告第１号 平成９年度階上町一般会計継続費精算書報告については、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第９、議案第１号 階上町交通安全条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これより議案第１号 階上町交通安全条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第11、議案第10号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から日程第12、議案第11号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算までの件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第11号 平成10年度階上町国民健康保険

特別会計直診勘定補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号 財産の処分について議会の議決を求めるの件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号 財産の処分について議会の議決を求める
の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号 字の区域の変更についての件を採決いたします

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第16、議案第15号 青森県消防補償等組合理約の一部
を変更する規約についての件から、日程第18、議案第17号 青森県市
町村職員退職手当等組合理約の一部を変更する規約についてまでの件、3
件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号 青森県消防補償等組合規約の一部を変更する規約についての件から、議案第17号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の一部を変更する規約についてまでの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号の件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第39条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は付託することに決しました。

おはかりいたします。

只今、付託されました件につき、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。
町長。

町長（正部
家佑介君）

9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。
熱心なご審議をいただきまして、その審議のお話の中に、大変参考にな
るご提言等ありました。ありがたく思っております。

今後、それらを十分に反映させつつ進めて行きたいと、こう思います。
ご提案申し上げました、報告1件、議案17件全て、全議案、原案のと
おり御議決をいただきました。大変ありがとうございます。
大変、簡単であります。お礼のごあいさついたします。
ありがとうございます。

議長（前田
常男君）

これにて、平成10年第8回階上町議会定例会を閉会いたします。
（閉会 午前11時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階 上 町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員